

一般社団法人 日本拳法競技連盟 加盟団体規定

第1条 (目的)

この規定は、一般社団法人日本拳法競技連盟(以下「本連盟」という)定款第 50 条に規定する加盟団体に関する事項について定めるものである。

第2条 (加盟団体)

本連盟の加盟団体は、次の通りとし、その代表者は本連盟の正会員とする。

- (1) 各都道府県において、日本拳法競技を統轄し代表する団体
- (2) 各職域において、全国的に日本拳法競技を統轄し代表する団体及びそのブロック統括団体
- (3) 本連盟の目的に賛同する、日本拳法にかかる允許団体

第3条 (組織)

加盟団体は、競技者および指導者を指導育成する団体として適切なる組織を有しなければならない。

第4条 (遵守事項・報告届出義務)

1. 加盟団体は、関係法令、本連盟定款及び適用される諸規定等を遵守するとともに、団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を果たす組織運営を行わねばならない。
2. 加盟団体は、定款(またはこれに代わる規約等)、役員名簿、法人登記している組織については登記簿謄本の各 1 部を本連盟に提出しなければならない。変更が生じた場合も速やかに提出する。
3. 加盟団体は、総会(財団法人の場合は評議員会)を開催したときは、速やかにその議事録を本連盟に提出しなければならない。

第5条 (競技会の実施)

1. 加盟団体が競技会を主催または主管により実施する場合、競技会開催要項を添えて、本連盟に対して公認申請をしなければならない。
2. 競技会の終了後は、主催または主管した団体が速やかにその結果を、競技会冊子及び大会決算書を添えて、本連盟に報告しなければならない。

第6条 (加盟)

新たに本連盟の加盟団体になろうとする者は、その代表者より本連盟に加盟申請書、役員名簿及びその他必要な書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 (脱退)

本連盟から加盟団体が脱退しようとする場合には、その代表者より本連盟に脱退理由を記載した脱退申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第8条（指導・監督・処分）

1. 本連盟は、加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その加盟団体に対して指導または監督をすることができる。

（1）本連盟の定款又は規定に違反したとき。

（2）社員総会又は理事会の決議に違反したとき

（3）加盟団体として組織が機能停止していると認められるとき

（4）加盟団体の所属役員又は所属選手が倫理上ふさわしくない不適當な言動、刑事事件等の重大な不法行為を行った場合において、当該加盟団体が資格剥奪、選手活動の停止等の適切な措置を講じなかったとき

（5）その他、本連盟又は他の加盟団体の統制を乱したとき

2. 指導又は監督の方法、内容等については、事案に応じて理事会で定める。

3. 前 2 項に基づき、指導又は監督を受けたにもかかわらず、一定期間内にその改善努力が認められないと理事会において判断された場合、理事会及び社員総会の議決により、当該加盟団体を退会処分することができる。

第9条（協議事項）

この規定に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第10条（規定の改廃）

この規定の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

本規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

本規定は、令和 6 年 4 月 13 日に改定され、同時に施行される。